安全確保の視点に立ち

質問 であり、 乗用車が駐車されている。 ましいニュースに接し、改めて羽 清掃中に、同校教諭の運転する乗 学校の中で、 六月二十一日に、安全であるべき と、学校敷地内に職員・教職員等の 村市の小中学校の現状を見てみる 重にひかれて死亡した。この痛 栃木県上三川町の小学校で また安全だと思っている 四年生の児童が全校

全対策はどのようなものか伺う。 とっていると思うが、校内駐車場 羽村市では十分な安全対策を 出入り、移動に対する具体的安

教育長 このような事故は、 大変重く受け止めている。 教育委員会としては、自家用 適切に対応していきたい

車の許可を与えている。 通勤用自動車の学校敷地内への駐 利用等の障害とならない範囲で、 き駐車料金を徴収し、 市民の施設

副校長会などの機会を捉えて、

安

その安全対策としては、校長会

▲運動会の練習・栄小(昨年撮影)

て起こってはならないものであり

車場については、自らが民有地を 動車通勤が認められた者の車の 動車の駐車に関する要綱」に基づ 共施設内における通勤用自家用自 かなか難しいことから、「羽村市公 周辺に駐車場を確保することもな 考えている。しかしながら、学校 のために設けられるものであると 場所や学校施設を利用する市民等 確保することが望ましく、基本的 学校敷地内は、 公用車の保管 高齢者を

フォームから守る

相談窓口の充実を求む

今後もさらに標識等の設置や、 に対応していきたいと考えている。 全対策への励行を徹底しており 、安全の確保の視点に立ち、 適切 ょ 質問

強化で被害防止に努める必要から 被害が出ている。 狙った悪質住宅リフォーム商法で 判断力の低下した高齢者を 事前事後の相談

③事前対応として、被害の未然防 ②市の相談体制はどうか。 を喚起する広報活動を強化する者 止のために、高齢者や家族に注意 ①市内で被害の報告はあるか

等の連携で、 ⑤成年後見制度や地域福祉権利擁 る考えはないか。 弁護士・建築士・消費生活センター

宅介護支援センターと連携した相

高齢者については、

高齢者

⑥さりげなく高齢者等を見守り、 ワークづくりをしたらどうか。 いざというとき支援できるネット

議員

# 被害の未然防止に 努めていく

ゃすお **康雄** 

②消費生活センターでは、 員が輪番で相談業務にあたってお から金曜日まで、三人の専門相談 被害件数は二件である。 月までで十四件、その内、 度が四十四件、平成十七年度は七 成十五年度が十五件、平成十六年 た住宅等に関する相談件数は、平 長 ①消費生活センターで扱っ 月 実際の 曜日

④事後対応として、救済のために えはないか。

護事業を積極的に活用する考えは 相談体制の強化を図 < < ? 強化し、被害の未然防止に努め 動を実施している。今後は活動 ③現在、「消費生活センターだよ り」「広報はむら」等による啓発活 談体制をとっている。

関連機関との連携による相談体 ④消費生活センターが中心となり、 化を図っていく。 を構築しているが、 さらに体制

現在、 らに地域ぐるみで被害防止に努め ターを中心として、民生委員、友 ⑥高齢者の見守り活動については 援していく。 ⑤成年後見制度の周知や、 らの制度の活用が図られるよう支 ワーク作りに努めており、 愛訪問員等の連携を図りネット 冢族等に対する相談に応え、これ 高齢者在宅介護支援セン 本人や 今後さ



▲東京都による資料

### 武 /蔵野等地区

# 調整区 41

ょういち

地域住民に説明会を開催し、十六 年度に地権者との話し合いを七回 ①平成十五年度に地権者や 考えるが、その対策は、 や細やかな生活道路整備が必要と 分譲ゾーンがあり、

過少宅地対策

質問

# 告示行為により 市街化区域編入となる

②市街化区域への編入について、

どのようなものであったか。

行っているが、

意見、要望、課題は

東京都とどのような協議をしてい

②都の基準に基づく基盤整備手法 地権者間の調整」等が出された。 市長 行っている。 行ってほしい」等が、課題としては 提供はやむを得ないが整備は市で いまち作りができる」「道路用地の 「過小宅地を有効利用するため 土壌環境対策について協議を ①意見、要望では「編入で良

について

議員

明夫

の明言はできない。 後に策定したいと考えるが、 ③基本計画は、都と協議が整った 時期

かわさき **川崎** 

の課題があるので、

今後研究して

いきたい。

⑤地区内には三カ所の小規模敷地 の条例づくりは考えているか。 ているか、

独自の土壌環境対策等

④土壌汚染対策についてどう考え

また市街化区域編入までの主な手 ③基本計画の策定はいつごろか、

案を作成する。その後、 れを市の原案として東京都へ提出 勘案して実施計画を作成する。そ 基本計画に基づき地権者の意見を 編入までの主な手続きは、 都は国と事前調整を行い、素 都市計

▲都立羽村高校付近

敷地の共有化等により地権者自ら おり、 が共同して、生活道路等の整備を 制定する考えはない。 ④法律や東京都の条例で規制して 行う必要がある。今後も、 ⑤土地を有効利用するためには との協議を進めて行きたい。 現時点で、市独自の条例を 地権者

京都都市計画審議会における審議 告示行為により市街化区域編入と 法に基づく縦覧、成案の作成、 最終的に都知事が決定し、 東 には、 質問

を経て、

と考えるか。 人格形成の上で何が欠如している な背景があるのか。人間として、 ①このような現象には、どのよう

を美しいと感じる心、人は自然の

とは仕方がないと考えるが、

自

うか。自然にふれあい、人間同士 長にも、保護者にとっても、非常 ②武蔵野市がセカンドスクールを のつながりなどに有効に働くと考 長期宿泊体験事業を実施してはど 村市も短期の移動教室ではなく、 に良い結果をもたらしている。 始めて十年になるが、子どもの成

# 多くの課題があるので 今後研究していきたい

境は子どもたちの成長過程におい よって左右されることもあると考 まれ育った環境や自然の恵みに える。人のもっている個性が、生 巻く環境は複雑なものがあるが 教育長 ①今の子どもたちを取り て、大きな意義をもっていると考 人的・物的な環境とともに、自然環

セカンドスクール

くむ意味から、「セカンドスクー 大切であると同時に、子どもの人 事件・事故が後を絶たない。解決 ル」を提案する。 格形成の上で「生きる力」をはぐ 子どもが絡む悲惨で残忍な 学校・地域・家庭の連携が

羽

の確保など、実施に向けては多く 場所、人的な問題、 ②羽村市も、武蔵野市と同様の 考えている。 位置付け、各教科との関連、 村などを利用して移動教室を実 旨で、小中学校が清里の自然休 育てることは大変重要なことだと 中に存在することを理解し、 には賛成であるが、教育課程上 している。長期にわたる宿泊体 と共生しながら生きるという心を さらには財 宿泊 自然  $\mathcal{O}$ 



▲教育現場(羽村東小·学校公開)

# えるからである。

#### セカンドスクールとは 活動のこと 長期宿泊による体験的教育

自然との関わり方が変化するこ

②この利用者数は、

当初の予想や

期待と比較して多いか少ないか。

#### 質問 コミュニティバス「はむら 現時点での利用者数は 工夫は。 ⑤今後の利用率や採算性を高める べきと考えるがどうか コスト意識を行政も市民も共有す 耕こうぞう 議員

何人か。 利用率を高める工夫について問う。 を検証し、今後の収益の見通しや ん」の現在の利用状況とその効率性 ートを回る際の平均利用者数は 「はむらん」の一台のバスが

こうした補助金頼みの事業は見直 な数字を問う。 年間の収益はどうなるか。具体的 ③このペースで推移した場合、 地方分権の時代に備えて

すべきで、市独自の事業として、

▲市内を巡回する「はむらん」

# 想定の約二割増である

業者への市からの運行経費補助 収入は八百二十七万円で、 運行経費は四千六十五万円、 ③現在の利用者数で試算すると、 数は当初想定の約二割増である。 五十一人となり、現時点での利用者 の一日あたり平均利用者数は二百 ②予算編成時は三コース合わせて 曜・祝日が六・四人となっている。 が七・九人、土曜日が七・五人、日 の平均利用者数は七・六人で、平日 市 き三千二百三十八万円が、 ていたが、運行開始から七月末現在 日あたり平均二百六人と想定し ①三コースの一運行あたり バス事 差し引 運賃

方法で進める

もんま

門間

なお季節等での増減が予想され

ダイヤ等の意見を伺い、 ⑤「コミュニティバス運行推進懇 の利用促進と採算性向上を図って ていない以上、交付金や補助金等 算を覚悟しても必要と判断して実 ④バスの運行は、 談会」を本年秋に設置し、 の活用は当然であると考える。 地方分権本来のあり方が確立され まちづくり交付金を受けているが、 施した。本事業は国土交通省から ある程度の不採 なお一層 ルート・

要と考えている。 ないか。 質問

を進めるべきとの主旨で、 検討し、公正・透明な選定・指定 然休暇村の指定管理者応募要領を ついて問う。 者制度の導入が続いているが、 社会教育施設への指定管理 以下に

自

るので、一年間を通した検証が必

象に指定管理者を加えるべきでは ①情報公開条例を改正し、 公開対

に適用されるか。 長の兼業禁止」条項は指定管理者 ②自治法に規定されている「議員・

④公募によらない指定管理者の指 きないか。 収入役・教育委員会委員を適用で ③指定管理者の欠格条項に、助役

るが市長の見解は。 選定基準・評価結果の提出を求め ⑤指定の議決に際して、選定経過 定はあり得るか。

議員

## より一層の情報提供に 努めていきたい

ひでこ 淑子

等で、 を追加するための議案を提案して る情報公開に関する努力義務規定 今議会で指定管理者に対す 実施機関には含められない ①指定管理者は民間事業者

指定管理者の指定は

公正・透明な

公の施設の管理は、議会の議決を経 ②総務省では、『指定管理者による ていきたい。 を確保するため、

より一層の透明

た上で地方公共団体に代わって行

⑤公正で透明な候補者の選定 管理者を特定することや、 合には、応募の段階で排除してい う観点から、 については、 ③助役·収入役·教育委員会委員 兼業禁止」規定は適用されないも うもので、「議員の兼業禁止」 検討する必要があると考える。 団体等に対象範囲を絞った公募も ④原則、公募により選定すること 用されない。しかし、公の施設 施設の設置目的等を踏まえて指 していく必要があると考えている。 設置目的を効果的に達成すると 行っているが、 としているが、法的な縛りはなく、 くことなど、何らかの対応を検討 業禁止規定」が準用されるため、 と解釈される』との見解である。 地方自治法の「長の 兼業が想定される場 N P 長 滴



▲指定管理者制度を導入した 農産物直売所

# 防災・災害対策について

出される

ては、

①市は、 合場所、 に考慮して決めているのか。今後 地域の世帯数や地域性をどのよう 防災・災害対策について質問する。 あるのか。 拡大や、見直しをしていく考えは の上、一時集合場所、 必要に応じて地域住民の方と協議 避難場所について、 現在選定している一時集 避難場所の 、その

指定されている場所に、 蓄倉庫がある。避難所、 ②羽村市は、 た品物を分散して備蓄する考え (公園や小中学校等) 現在市内三カ所に備 必要に応 一時集合 などに

③男女共同参画の視点を取り入れ 取り組んでいるのか。 た防災体制について、 はないのか。 どのように

質問

羽村市における地震などの

# 緊急用物資を収納する 倉庫の設置を検討する

り、 として、 保できる広い空間を持つ公共施設 市長 沿った形にしていきたい。 が小・中学校の校庭等に限られる 所に避難する前に近隣の避難者が 時的に集合して様子を見る場所 避難場所については、安全が確 全ての町内会・自治会の区域 一カ所以上を設けている。 町内会・自治会等の意向に 見直しはない。一時集合場 ①一時集合場所は、 地域で選定して決めてお 避難場

避難直後の緊急用物資だけ 女性ボラン えを伺う。

ニュアル作成の際も、 得ている。災害ボランティアマ ③他に先駆けて「女性消防団員」 取り入れていきたい。 ティアの確保や活用方法について を創設し、 倉庫の設置を検討していきたい。 を収納するなど別の機能を持った 福生防災女性の会の協力も 総合防災訓練等に際し

#### 公務員制度の 展望と対応について

-中)

よしのり ふなき 舩木 議員

▲避難場所の表示板(羽村・

リスクを減らす上で必要な対策で

散して備蓄することは、

災害時の

設することは難しい。しかし、分 現在のような規模の備蓄倉庫を建 ②小・中学校の校庭や都市公園に

> 質問 聖域はない。特に公務員制度改革 次の点について羽村市の実態と考 的に取り組む必要がある。そこで した自治体を構築するため、積極 社会システムへの転換を推進する 減少社会・地方分権社会に適合 市民の共感と信頼を得て、人

について。 ②総務省の示す「人事評価システ アシステム(開放的昇進システム) ③職階制におけるオープンキャリ ム」の導入について。

準と羽村市の企業・事業所との比 当について。 ⑤ラスパイレス指数に表れない手 較について。 ④人事院の業種別給与実態調査基

⑦分限・懲戒処分について。 ⑥給料表上の「わたり」措置について。

# 公務能率の向上には 適切な評価が必要である

務に対応する給料表の級より上位 ⑥「わたり」とは運用により、

に格付けして給料を支給するも

だが、市では、

そのような措置

②勤務実績を給与に反映させる は公務能率の向上に必要である。 等を適切に評価する仕組みの導入 困難度の高い仕事に取り組んだ者 義ではなく、 い発想で職務を遂行する」減点主 ①「減点となる失敗をしな 加点主義を取り入れ、

①減点主義について。 行政改革は重要課題であり 厳しい財政状況の中で分権 新たな人事評価システムを検討

の内「行旅病死人取扱手当」 することは、 ④市は東京都の給料表に準拠した あり、 ていく。 実施している。市内の企業・事業所 く六種を廃止した。 ⑤四月から、七種の特殊勤務手当 給与改定も人事院勧告等を参考に の給与実態を適正に調査して比 ③導入するには解決すべき課題 給料表を用いており、毎年行われる 今後研究していく。 非常に困難である。 を除

要である。こうした対応にもかかわ らず勤務実態が改善されない場合 ず適切な指導・育成を行うことが重 ⑦勤務実績不良者等については、ま 行っていない。

は、厳正な処分を講じていく。



▲市民課の窓口風景(庁舎1階)